

大学におけるセクシュアル・ハラスメントの現状と対応の問題点

1. 大学におけるセクシュアル・ハラスメント問題表面化の経緯

< 1991 以降 各地でセクシュアル・ハラスメント被害の訴えが続く。 >

- 1993 京大矢野事件、被害者人権救済申立
- 1994 日本女性学会でセクシュアル・ハラスメント・ワークショップ、文部大臣に要望を提出。東京大学女性教官懇話会発足し、大学内でのセクシュアル・ハラスメント究明呼びかける。
- 1995 三重大学事件提訴。琉球大学事件提訴。
- 1996 鳴門教育大学事件提訴。
愛知女性研究者の会実態調査、名古屋大学院生 HP 開設、相談寄せられる。
JAICOWS (女性科学者の環境改善に関する懇談会)・愛知女性研究者の会共催シンポ開催。北海道教育大学岩見沢分校でオンブズマン制度
- 1997 秋田県立農業大学事件提訴(一審原告敗訴、控訴)
鳥取大学工学部ガイドライン制定
京大事件「加害」教授から元教授・代理人への名誉毀損請求棄却
高知大学ガイドライン、女性の人権委員会、相談窓口、調査委員会設置
日本女性学会ワークショップ。キャンパス・セクシュアル・ハラスメント全国ネットワーク発足。各地でシンポ、ホットラインなど。文部省に要請
東京経済大学ガイドライン制定
- 1998 文部省、全国小中高大学に取り組み実態調査
- 1999 人事院規則 10 10 および運用通知に基づく、文部省「文部省におけるセクシュアル・ハラスメントの防止に関する規程」(文部省訓令)および運用通知・指針
- 2000 文部省、全国国立大学等の相談員および関係職員に対する研修会(以後毎年開催)
- 2001 文部科学省、国立大学等に対する取組み状況調査(以後毎年実施)
- 2002 文部科学省、国立大学におけるセクシュアル・ハラスメントによる処分件数および処分事案を公表(2001年 教官 12名)

2. 大学におけるセクシュアル・ハラスメントの特徴

(1) 被害者と加害者

加害者教員(男性) 被害者学生(女性)が圧倒的に多いと思われるが、学生間、教員間、教員から職員へ、職員から教員へと多様である。

裁判事例では、とくに、男性教員からの女性の大学院生に対する被害が多い。外国人教員の加害行為、留学生の被害もみられる。

(2) 加害行為の類型

あらゆる形態の直接的な行為、長期的・複合的な行為が多い。

* 身体接触、過剰な接近、性的関係強要、身体に対する不快な視線、性的発言
性的関心を表現したメール、カードの送付、パソコン画面への不快な性的な画像の
表示、顔の美醜や身体的特徴の揶揄
個人指導の強要、差別的・侮蔑的発言など

(3) 処分の傾向 = > 人事院「懲戒処分の指針について」

- 1) 複数の被害者が明らかな場合、被害が長期にわたる場合は処分が重くなる。
- 2) 強姦、強制わいせつ行為、身体的接触行為については処分
- 3) 私立大学は即時に重い処分を行う傾向がある反面、表面化せずに辞職させることが多い? 私立大学については報道以外不明
- 4) 処分にあたっての実名公表は少ないが、私立大学で若干実名公表

3. 裁判例にみる大学のセクシュアル・ハラスメント事件の傾向

(1) 裁判の種類

- 1) 被害者から加害者とされた者への損害賠償請求
- 2) 加害者とされた者から被害者への名誉毀損裁判(1)の反訴の場合も)
- 3) 被害者から加害者とされた者への刑事告訴
- 4) 被害者から加害者とされた者および大学(国)への損害賠償請求
- 5) 加害者とされた者が大学(国)に対して処分取消訴訟・地位確認訴訟
- 6) 加害者とされた者が学部長等教員に対して名誉毀損訴訟
- 7) 加害者とされた者が大学(国)に対して処分以外の措置取消訴訟、損害賠償請求訴訟

その他に、人事院・人事委員会への処分不服申立

(2) 裁判事例にみるセクシュアル・ハラスメントの特徴

- 1) 大学の対応への不満から裁判に持ち込む例が多い。
- 2) 最近では「裁判直行型」が出てきた。
- 3) 学生間、教員間の紛争も裁判へ
- 4) 大学の法的責任が問われ始めている。
- 5) 被害者勝訴の流れは確定していない。
- 6) 懲戒処分以外の教育的措置紛争が出てきた。

4. 文部科学省「規程」のセクシュアル・ハラスメントの定義(第2条)と問題点

(1) 定義

<セクシュアル・ハラスメント>

「職員が他の職員、学生等および関係者を不快にさせる性的言動」

<セクシュアル・ハラスメントに起因する問題>

「セクシュアル・ハラスメントのため職員の就労上または学生等の修学上の環境の侵害、就労上、修学上の不利益」

(2) 「規程」(「通知」・「指針」含む)の問題点

1) 目的「人事行政の公正の確保、職員の利益の保護、職員の職務能率の発揮」

学生不在、人格権侵害の視点の弱さ

2) 定義 背景にある教員と学生との間の支配従属関係の認識、不利益の範囲

3) 苦情相談への対応 紛争の多様性と紛争処理の多様性、相談と紛争解決手続きの未分離、苦情処理手続きの不明確さ、不十分な当事者の人権保障と被害者への救済措置・加害者への制裁措置

5. 大学の取り組みの現状と問題点 全国 369 大学調査中間報告から一

(1) 調査の概要

全国四年制大学 647 校を対象 回収率 57%

7 大学へのヒアリング

(2) 取り組みの現状と課題

国立・公立・私立間「格差」 国立大学の取り組みの実際

トップダウンでの取り組み開始による問題点

学内、とくに学生・院生・非常勤・留学生の意見の反映と配慮が不十分

学内資源・予算の不足

見直し内容と方法

(3) 取り組みの工夫

(4) 大学特有の問題に起因する困難

企業や他の公務職場との相違

アカデミック・ハラスメントの問題

6. 大学におけるセクシュアル・ハラスメント対応をめぐる論点

(1) 相談体制

(2) 手続きの実効性、透明性

(3) 解決手段・方法

(4) 二次被害・二次加害

(5) 処分と措置

(6) 被害回復

(7) 手続きにおける当事者の権利保障

(8) 相談・調査能力と学外機関・専門家との連携

(9) 大学の組織としての責任

(10) 当事者以外の大学構成員への対応 説明責任

- (11) 防止と学内世論の形成
- (12) 大学の処分後の争訟の継続

7. セクシュアル・ハラスメント被害の再検討

- (1) 事件の表面化に伴う被害の実態把握
 - 1) 第一次被害にとどまらない被害の多様性、継続性
 - 2) 学習・研究・就労環境の侵害と性的自由の侵害との相互作用
 - 3) 二次被害・二次加害の深刻さと影響の大きさ
- (2) 加害者等からの二次加害
 - 1) 加害者とされた者本人からの報復・嫌がらせなど
 - 2) 加害者とされた者の代理人によるプライバシー侵害
 - 3) 訴えたことによる加害者周辺からの嫌がらせ・報復
- (3) 学内手続きおよび周囲からの二次被害
 - 1) 情報の漏洩・うわさ
 - 2) 被害の否定・矮小化
 - 3) 周囲の無視、孤立
 - 4) 行動非難・制限
 - 5) 学内手続きの職務不履行
 - 6) 加害者とされた者のマスメディアへの登場
- (4) 被害者の被る不利益・損失
 - 1) 学業上・研究上の不利益
 - 2) 心身の健康への影響
 - 3) 加害者とされた者との接触恐怖 学内、学会
 - 4) 報復・嫌がらせへの恐怖・不安
 - 5) 心身の健康への影響から生じる不利益 学業・研究・仕事
 - 6) 日常生活での不利益
 - 7) 経済的損失

8. 全国ネット「提言」

2002年7月20～21日 全国ネット全国集会「被害者の権利保持と権利回復」
文部科学省、人事院、各大学、報道機関等へ送付

- 1) 加害の認定と被害者の権利回復、ケアとは別の問題であること
- 2) 学習・研究環境改善のための学内体制整備と制度上の改善
- 3) 調査および不服申立のための第三者機関の必要性
- 4) 手続き中・処分決定後の教育的措置をめぐる紛争
- 5) キャンパス外との連携 実習先・留学先、学会